

受入基準[可燃性廃棄物（木くず等）]

1 災害廃棄物の受入物及び受入基準

種類	受入物	受入基準
可燃性廃棄物（木くず等）	木くず、廃プラスチック、繊維くず等の可燃性廃棄物	災害廃棄物の受入種類（表－1）及び災害廃棄物の形状・寸法の受入基準（表－2）による

表－1 災害廃棄物の受入種類

分類	種類	受入可否	備考
可燃性廃棄物	厨芥	×	一時的な保管及び長距離の搬送における、腐食、悪臭の発生があるため
	紙くず	○	紙くずと繊維くずを合わせて可燃性廃棄物全体の混入率概ね6%（湿ベース）以内
	木くず	○	
	繊維くず	○	紙くずと繊維くずを合わせて可燃性廃棄物全体の混入率概ね6%（湿ベース）以内
	廃プラスチック	○	可燃性廃棄物全体の混入率14%（湿ベース）以内

表－2 災害廃棄物の形状・寸法の受入基準

形状・寸法	
柱・棒状	長さ50cm以下、角・径10cm以下
板状	一辺の長さ50cm以下
箱形	対角線の長さ50cm以下
畳	45cm以下（一部工場は36cm以下、一辺50cm以下あり）

※東京二十三区清掃一部事務組合の処理施設における搬入処理可能な廃棄物の形状・寸法等を参照のこと。

2 受入禁止物

ふん尿、動物の死体、特別管理廃棄物に指定されている物、有害性の物（アスベスト含有物）、爆発性のある物、火災発生の原因となるおそれのある物等危険性のある物、液状の物、粉末状又は顆粒状で飛散するおそれのある物、焼却に適さない物、その他処理施設の管理運営に支障をきたす恐れのある物及び産業廃棄物